

日本脳炎に関する小委員会第 3 次中間報告（案）

平成 22 年 10 月 6 日

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会

日本脳炎に関する小委員会

本小委員会の第 2 次中間報告においては、「第 2 期の予防接種に関する積極的な勧奨については、第 1 期の標準的な接種期間に該当する者（平成 22 年度は 3 歳）に対する予防接種の積極的な勧奨を再開したばかりであるところから、平成 22 年度の予防接種シーズンにおける日本脳炎ワクチンの接種状況及び供給状況等を勘案しつつ、第 2 期の接種の機会の確保と第 1 期における 3 回の接種の機会の確保のどちらを優先するべきかも含めて、今年の秋を目途として議論を行うこと。」とされている。

接種を標準的に実施すべき年齢の者と、平成 17 年度から平成 22 年度の間に積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方々への、定期の第 1 期の予防接種（以下「1 期接種」という）及び定期の第 2 期の予防接種（以下「2 期接種」という）の積極的勧奨の実施の進め方について、本小委員会において検討を行い、今後の接種機会の確保の考え方について、以下のように取りまとめた。

- ① 1 期接種を受けていない者は、これまで予防接種を受けておらず、最も感受性が高い集団であることから、1 期接種（1 期追加を含む）の積極的勧奨を、2 期接種の積極的勧奨より優先させる。
- ② 1 期（又は 2 期）接種のうちでは、予防接種実施要領において標準的な接種期間に定められている接種年齢に達した者への積極的勧奨を、過去に接種機会を逃した者への積極的勧奨よりも優先させる。
- ③ 積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者への積極的勧奨のうちでは、より長期にわたって接種機会を逃してきた、より年齢の高い者への勧奨を優先させる。

このような考え方を踏まえ、今後、できるだけ早期に、以下の措置を講ずるべきである。

1. 1 期接種について

- ① 日本脳炎に関する小委員会中間報告（平成 22 年 2 月）に基づき、平成 22 年度から、1 期接種の積極的勧奨を再開することとしており、これに基づき、平成 22 年度に実施された 3 歳での 1 期接種の積極的勧奨に加え、平成 23 年度以降は、4

歳児への１期追加接種の積極的勧奨を実施する。

- ② 平成２３年度に１０歳になる者（平成１７年度に４歳になった者）については、３歳の時に積極的勧奨が差し控えられたことから、一部に未接種者が存在するほか、４歳の時にも積極的勧奨が差し控えられていたことから１期追加接種を受けていない不完全接種者が多い。このため平成２３年度に１期接種（１回・２回及び追加接種）の積極的勧奨を実施し、不足回数を平成２４年度までに接種するよう促すこととする。
- ③ 平成２３年度に９歳になる者（平成１７年度に３歳になった者）については、３歳・４歳の時に積極的勧奨が差し控えられていたことから、平成２３年度に１期接種（１回・２回接種）の積極的勧奨を実施し、平成２４年度（１０歳時）に１期追加接種の積極的勧奨を実施する。
- ④ 平成２３年度に５～８歳になる者（平成１８年度～平成２１年度に３歳になった者）については、３歳・４歳の時に積極的勧奨が差し控えられていたことから、ワクチン供給量を踏まえつつ、平成２４年度以降、年齢の高い者から順に、できるだけ早期に１期接種及び１期追加接種の積極的勧奨を実施することとする。
- ⑤ これらの実施にあたって、現在は予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号）の接種対象年齢外となっている７歳半以上９歳未満の者も含めて、接種機会が提供されるよう配慮すべきである。

２．２期接種について

- ① 平成２２年度以降に３歳となる者については、標準的な接種期間に定められている接種期間に１期接種が行われていると考えられることから、平成２８年度に９歳となる者から順次、通常の時期に２期接種の積極的勧奨を実施すべきである。
- ② 平成２３年度に１０～１５歳の者（平成１７年度から平成２２年度に９歳となった者）には、２期接種の積極的勧奨が行われていないほか、平成２３年度に５～９歳の者（平成１７年度から平成２１年度に３歳となった者）は、１期接種が遅れていることから２期接種の機会を逸している。

これらの者については、仮にワクチンが十分に確保された段階で２期接種の積極的勧奨を行うこととした場合、日本脳炎ワクチンの標準的な接種期間と大きく異なる年齢で接種することとなることから、その必要性等について更に検討が必要である。

なお、第２次中間報告で示されているとおり、市区町村は、２期接種について、

保護者等から接種の希望があった場合に、ワクチンの流通在庫量などを勘案しつつ、接種が受けられるよう、その機会の確保に努めるべきである。

3. その他

平成24年度以降の積極的勧奨の実施にあたっては、ワクチン供給量の予測等が可能になった時点で、厚生労働省がその実施見込み年度を明らかにするとともに、円滑な実施を図るべきである。